別記第１号の４

|  |
| --- |
| 建築設備工事監理状況調書 |
| 　 | 確認項目 | 添付書類 | 　 |
| 共通 | 1 | 敷地内外の給排水設備の接続が完了している。 | 　 |
| 2 | 令第9条等の関係規定(水道法、下水道法、ガス事業法等)については、所管官庁届等により確認した。 | 　 |
| 給排水設備 | 1 | 給排水管、通気管等が規定の材質で施工されている。 | 写真 |
| 2 | 雨水排水立て管は、汚水排水管、通気管と兼用し、又は、これらの管と連結していない。 | 　 |
| 3 | 排水管の保守点検のための掃除口等が設けられている。 | 　 |
| 4 | 流し器具、洗面器具、浴槽の床排水等に規定の排水トラップが設けられている。 | 写真 |
| 5 | 合併処理浄化槽が申請どおりに設けられている(※工事中及び型式番号が分かる写真を撮ること。)。 | 写真 |
| 6 | 合併処理浄化槽、くみ取り便所の便槽が漏水していない。 | 写真・データ |
| 7 | 駐車場にオイル阻集器を設ける場合、その構造が適切である。 | 写真 |
| 8 | 厨房の排水設備にはグリース阻集器が設けられている。 | 写真 |
| 換気設備 | 1 | 換気設備は保守点検に支障のない位置にある。 | 　 |
| 2 | 火気使用室に規定の給気(ガラリ等)と排気設備が設けられている。 | 写真・データ |
| 3 | 排気ダクトが規定の材質で施工されている。 | 　 |
| 4 | 居室には当該床面積の1／20以上の開口部又は規定の機械換気設備が設けられている。 | 機械換気データ |
| 5 | シックハウス対策の機械換気設備が規定どおりに施工されている。 | 写真・データ |
| 6 | 密閉式、半密閉式ガス器具に設けられた排気筒(煙突)には防火ダンパーが取り付けられていない。 | 　 |
| その他 | 1 | 外壁部で「延焼のおそれのある部分」に設けられた換気設備の開口部に防火設備(FD等)が設けられている。 | 写真 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| (注意)　1　確認した項目については、項目番号を○で囲んでください。　2　合併処理浄化槽及びくみ取り便所の便槽は、漏水試験結果(24時間)のデータを添付してください。　3　機械換気は、室ごとに、給気の方法、排気については法定風量(m3／h)に対する実測風量(m3／h)を記入した一覧表にして添付してください。なお、換気風量については、換気扇の性能で確認できる場合は、実測に変えて換気扇の性能図を添付しても良いこととします。　4　施工写真で同じ施工方法によるものは、代表する写真を添付してください。　5　項目に記載がない建築設備(排煙設備、非常用の照明装置等)がありましたら、その他の欄に記入し、照度データ等を添付してください。 |

(日本産業規格A列4番)